

4

条例の概要と計画推進のための基本的事項

1 条例の概要

北海道ケアラー支援条例は、本道における少子高齢化や核家族化の進展などを背景に、道民全体が一体となってケアラーを支える地域づくりを推進していく目的で、令和4年4月1日に施行したものです（P1）。

この条例では、ケアラー支援に関する施策を効果的に展開していく観点から、実態調査の結果を踏まえ、「普及啓発の促進」「早期発見及び相談の場の確保」「ケアラーを支援するための地域づくり」を3つの基本的施策として定めています。

2 条例の構造と主なポイント

支援の
対象

ケアを行う側 …家族の介護や援助を行うケアラー、ヤングケアラー（18歳未満）

ケアを受ける側 …ケアラー、ヤングケアラーによる介護や援助を受けている家族

▼ 条例が目指す姿

● 第1条
【目的】

全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現

▼ 目的達成に向けた取組を進めていくに当たって基本となる考え方

● 第3条
【基本理念】

- (1) 個人の尊重と孤立の防止（「自分らしい暮らし」の確保）
- (2) 年齢や環境に応じた適切な支援
- (3) 相互連携による地域全体での支援
- (4) ケアラーとその家族への一体的な支援
- (5) 子どもらしい成長や学びへの影響に対する配慮（ヤングケアラー）

支援に関する考え方のプロセス

▼ 支援を効果的に展開していくための柱となる施策

● 第11～13条
【基本的施策】

- i 普及啓発の促進（関係機関や道民に対して行う広報、理解進化の取組）
- ii 年齢や環境に応じた適切な支援（相談支援体制の充実強化）
- iii 地域づくり（交流拠点の設置促進や支え合いの意識醸成）

〔第10条において、各施策を総合的に推進するための「推進計画」策定を義務付け（道）〕

▼ 相互連携を図る主体の責務や役割

● 第4～9条
【責務、役割】

- ✓ 北海道の責務
- ✓ 市町村が担う役割の重要性（再認識）
- ✓ 道民・事業者・関係機関・支援団体の役割



地域社会全体
で認識を共有

〔※ 上図は条例の趣旨を要約等したもの。全文は巻末資料として掲載。〕

3 計画推進のための基本的事項

(1) 目的

本道の特性を踏まえると、介護や援助を必要とする方の暮らしを支えつつ、ケアラーにとっての「自分らしい暮らし」が確保されるためには、行政のみならず、関係機関や支援団体のほか、民間事業者等も含め、地域全体でケアラーとその家族を支援する仕組みづくりが必要となります。

こうした認識のもと、本計画を推進していくための基本テーマを次のとおりとし、中長期的な将来も見据えつつ、ケアラー支援の取組を進めていきます。

ケアラーとそのご家族を地域社会全体で支えるまちづくり

(2) 基本理念

本計画は、条例の規定に基づき策定するものであることから、計画の根底となる基本的な考え方は、条例に掲げる基本理念^{*}に沿った内容とします。

1 個人の尊重と孤立の防止

- ➔ ケアラーが個人として尊重され、ケアに関する悩みや負担を一人で抱え込まず、安心して暮らすことができるよう施策を推進します。

2 年齢や環境に応じた適切な支援

- ➔ ケアラーの年齢や立場、家庭環境などに応じた適切な支援が行われるよう施策を推進します。

3 相互連携による地域全体での支援

- ➔ 道や市町村、関係機関、支援団体、民間事業者、地域住民が相互に連携を図りながら、地域社会全体でケアラーを支えるよう施策を推進します。

4 ケアラーとその家族への一体的な支援

- ➔ ケアを行うケアラー、ケアを必要とする家族の双方について、一体的に支援が行われるよう施策を推進します。

5 子どもらしい成長や学びへの影響に対する配慮

- ➔ ヤングケアラーへの支援は、本人の意向を踏まえつつ、子どもの権利擁護と教育の機会確保の観点から適切に行われるよう施策を推進します。


〔※ 条例第3条（基本理念）。巻末資料参照。〕

(3) 基本的施策

条例に掲げる「全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現」に向けては、各般の施策を効果的に展開していく観点から、「普及啓発の促進」「早期発見及び相談の場の確保」「ケアラーを支援するための地域づくり」の3つの柱を基本的施策としています。

本計画では、これらを重点的な取組に位置付け、条例に掲げる目的・理念の実現を図っていきます。

目指す姿	全てのケアラーとその家族等が孤立することなく 健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり 夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現	条例第1条に 掲げる目的
------	---	-----------------

i 普及啓発の促進（条例第11条） ケアラーが自らの悩みや負担を相談できる状況にあることを正しく理解し、必要な支援を求めることができるよう、ホームページやSNSなど様々な媒体を用いた広報活動を展開し、道民や市町村、関係機関・団体等へ幅広く普及啓発を行っていきます。
ii 早期発見及び相談の場の確保（条例第12条） 悩みや負担を抱えるケアラーを早期に把握するため、学校や職場など様々な場における気付き、市町村や関係機関の情報共有を促進し、適切な支援につなげることができるよう、相談支援体制の充実に向けた人材育成や連携強化を図っていきます。
iii ケアラーを支援するための地域づくり（条例第13条） 地域住民が広くケアラー支援について関心を持ち、支え合いの意識が醸成されるよう努めるとともに、公的支援やサービスの効果的な活用を促すなどして、ケアラーとその家族が安心して暮らすことができる地域づくりを推進していきます。
 <ul style="list-style-type: none">✓ 本計画期間においては、当面の課題（P18）を踏まえて設定した取組について、実施状況を分析・評価の上、必要な見直しを行いながら、総合的・計画的に推進していきます。✓ さらに、次期計画に向けては、各種取組の結果からみえた課題とその対応策を整理し、市町村や関係機関・団体、ケアラーとその家族等から意見を聴きつつ、道が実施すべき施策を引き続き検討していきます。